

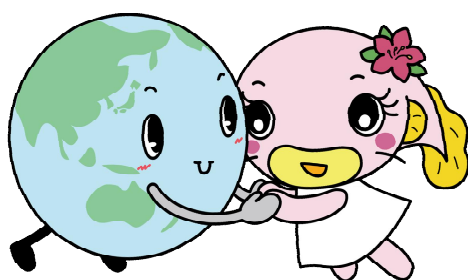
Eco office よしかわ

第6次吉川市環境配慮率先実行計画

令和8年3月



吉川市



目次

第1章 計画策定の背景	・・・ 1
第2章 計画の基本的事項	・・・ 2
1 計画の目的	
2 計画期間	
3 対象の範囲	
4 排出量の算定方法	
第3章 温室効果ガス排出量の削減目標	・・・ 5
1 従来実績と第6次計画における目標設定について	
第4章 温室効果ガス排出削減に向けた取組	・・・ 7
1 脱炭素化の取組	
2 省エネルギー対策の取組	
3 省資源化及び廃棄物の適正排出	
4 グリーン購入の推進	
第5章 計画の進捗状況の管理	・・・ 13
1 計画の進行管理	
資料	・・・ 14

(年表記について)

本計画は西暦表記とします。

西暦	2001年	2013年	2015年	2020年	2025年	2030年
和暦	平成13年	平成25年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年

第1章 計画策定の背景

(1) 地球温暖化の影響

地球温暖化は人類の生存基盤に関わる安全保障上の問題であり、既に気温上昇や海面水位の上昇が観測されています。

また、気候システムには広範囲かつ急速な変化が現れており、極端な高温や大雨のリスクは、温暖化の進行に伴いさらに高まることが予測されています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年に開催された第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）で、法的拘束力を持つ「パリ協定」が採択されました。

この協定は、世界平均気温の上昇を「2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする」という長期目標を掲げ、全ての国が参加する画期的な枠組みを規定しました。

2018年の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の特別報告書が2050年頃までのCO2実質ゼロの必要性を示したことを受け、世界各国で2050年までのカーボンニュートラルを目指す動きが広がっています。

(3) 日本国内の動き

国では2020年10月に2050年カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。

翌2021年4月には、2030年度において、温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しました。また、2025年2月には新たな「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、2035年度に60%削減、2040年度に73%削減という中間目標が位置付けられました。

(4) 吉川市環境配慮率先実行計画について

本市では、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）に基づき策定が義務付けられている「市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画」として、「吉川市環境配慮率先実行計画」を策定し、温室効果ガス排出量の削減に向けて様々な取組を行ってきました。この度、現行の第5次計画（2021年度～2025年度）の計画期間が満了することから、引き続き、市の事務及び事業に起因する温室効果ガス排出の削減に取り組むため、第6次計画を策定するものです。

第2章 計画の基本的事項

1 計画の目的

本計画は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に規定する「地方公共団体実行計画」として策定するものであり、本市の事務及び事業の実施にあたっては、この計画に基づき、温室効果ガス排出量を削減するための取組を実践し、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

【地球温暖化対策推進法（抜粋）】

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

2 計画期間

(1) 計画期間

第5次計画（2021年度～2025年度）の計画期間を5年としており、国の中間目標である2030年度の目標達成に向けて、第6次計画についても、引き続き計画期間を5年とします。

計画名	市	国
	第6次計画	地球温暖化対策計画
計画期間	2026年度～2030年度	2013年度～2050年度 (中間目標：2030年度)

【表1】第6次計画の計画期間

(2) 目標年度

本計画の終期である2030年度を目標年度とします。

(3) 基準年度

目標年度に対する削減率などを示すため、その基準となる年度を「基準年度」として定めます。本計画では、これまでに引き続き、国の地球温暖化対策計画に合わせ、2013年度を基準年度とします。

3 対象の範囲

(1) 対象施設

本計画の対象範囲は、「地方公共団体の全ての事務及び事業」が計画の対象であり、出先機関等を含めた組織、施設及び設備を対象とします。また、水道事業や下水道事業など公営企業のほか、指定管理者制度やPFI方式により運営される施設についても対象に含まれます。

(2) 対象とする温室効果ガスの種類

本計画の対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に基づくガスのうち、当市の事業では排出がない「パーフルオロカーボン（PFC）」「六ふつ化窒素（SF₆）」は算定対象から除き、次の4種類とします。

対象となる温室効果ガス	活動の区分
二酸化炭素（CO ₂ ）	・燃料の使用(ガソリン、灯油、重油、都市ガス等) ・他人から供給された電気の使用 ・一般廃棄物の焼却 ・産業廃棄物の焼却 等
メタン（CH ₄ ） 一酸化二窒素（N ₂ O）	・ガス機関、ディーゼル機関及びガソリン機関における燃料の使用 ・自動車の走行 ・家庭用機器における燃料の使用 ・一般廃棄物の焼却 ・産業廃棄物の焼却 等
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	・自動車用エアコンディショナーの使用、廃棄 ・噴霧器・消火器の使用、廃棄 等

【表2】対象となる温室効果ガスと地球温暖化対策推進法施行令で定められている活動の区分

4 排出量の算定方法

温室効果ガス排出量の算定にあたっては、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（令和7年3月環境省）」で示された算定方法を用います。排出係数は、地球温暖化対策推進法施行令第4条において、温室効果ガスごとに定められています。

(例) 電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定

1年間の電気供給者のメニューごとの電気の使用量に、電気の単用量（1kWh）の使用に伴って排出される電気供給者のメニューごとの二酸化炭素の量を乗じ、それらを集計する。

電気事業者の 電気メニューごとの 電気の使用に伴う 二酸化炭素の排出量 (kg-CO ₂)	=	電気のメニューごとの 電気使用量 (kWh)	×	電気のメニューごとの 二酸化炭素の排出係数 (kg-CO ₂ /kWh)
---	---	------------------------------	---	---

他人から供給された 電気の使用に伴う 二酸化炭素の排出量 (kg-CO ₂)	=	電気メニューAの 電気の使用に伴う 二酸化炭素の排出量 (kg-CO ₂)	+	電気メニューBの 電気の使用に伴う 二酸化炭素の排出量 (kg-CO ₂)	+	・・・
---	---	--	---	--	---	-----

第3章 温室効果ガス排出量の削減目標

1 従来実績と第6次計画における目標設定について

(1) 第5次計画の実績

基準年度である2013年度と2021年から2024年までの4年分の実績値と2025年度目標を表3に示します。2024年度において、第5次計画の目標を達成いたしました。

(単位：t-CO₂)

年度	温室効果ガス排出量		削減率 (%)
	基礎排出係数	調整後排出係数	(2013年度比)
2013年度 (基準年度)	5, 018 (基礎排出係数)		
2021年度	5, 534	5, 534	+10.3
2022年度	5, 243	4, 862	▲3.1
2023年度	5, 054	4, 050	▲19.3
2024年度	3, 448	3, 448	▲31.3
2025年度 (第5次目標)	3, 932 (第5次計画の目標値)		

【表3】 第5次計画期間中の目標と実績

※削減率は、調整後排出係数の値を参考に算出

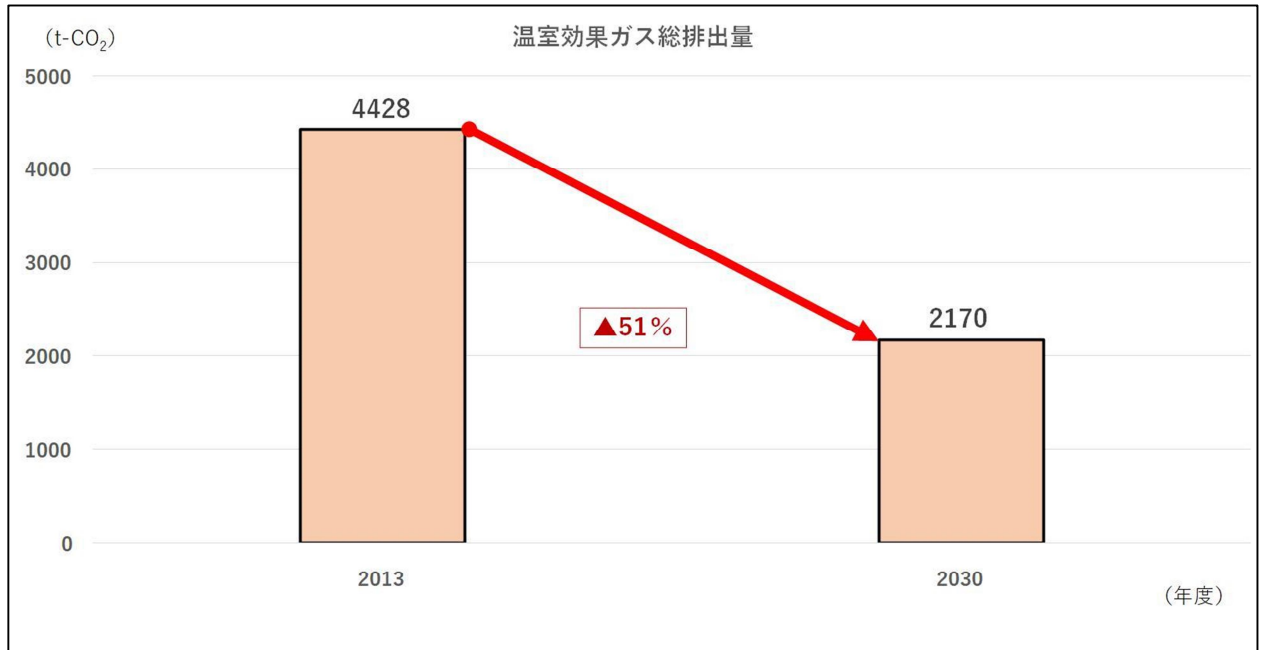
※2024年度は「基礎排出係数（非化石電源調整済）」を使用。

(2) 第6次計画の目標

国の地球温暖化対策計画において、「業務その他部門」の温室効果ガス削減目標は、2013年度比で2030年度に51%削減することとしています。

これまで本市では2013年度（基準年度）の温室効果ガス排出量については基礎排出係数を用いてきましたが、今後は、国のマニュアルに沿って調整後排出係数を用いることとし、本市における2013年度の温室効果ガス総排出量を4,428(t-CO₂)とすることとしました。この実績に国の削減率を乗じると、2030年度の目標となる温室効果ガス総排出量は2,170(t-CO₂)となることから、第6次計画における目標値を2,170(t-CO₂)とします。（【図1】2030年度の目標水準」を参照）

温室効果ガス総排出量 (2013 年度)	国の削減率	温室効果ガス総排出量 (2030 年度)
4,428(t-CO ₂)	× (1-0.51)	= 2,170(t-CO ₂)



【図1】2030年度の目標水準

第4章 温室効果ガス排出削減に向けた取組

1 脱炭素化の取組

2026年3月現在、15の市有施設（庁舎、小中12校、給食センター、環境センター）への再生可能エネルギー100%電力の導入を行っています。

また、環境センターについてはエネルギーの地産地消の取組の一つとして、東埼玉資源環境組合のごみ処理施設由来の電力を導入しており、「経済性」と「環境負荷の低減」を踏まえながら、これらの取組を引き続き実施します。

取組項目	具体的な取組	内容
エネルギーの地産地消	公共施設での自家発電や地域のゴミを活用した電力を導入する取組	公共施設の特性に応じ、太陽光発電設備の設置を推進するとともに、地域で発生したゴミを処理する過程で生まれた電力の導入も推進する。
再生可能エネルギーの活用	再生可能エネルギー電力調達の推進	経済性と環境負荷の低減の両立を前提に、再生可能エネルギー電力の調達を推進する。
	先進的技術の調査研究	ペロブスカイト太陽電池を導入している先進自治体等の調査研究を行う。

2 省エネルギー対策の取組

「電気」「ガス」などエネルギー消費に伴う温室効果ガスの排出を削減するため、職員は引き続き省エネルギー行動に努めます。また、公共施設の大規模改修などに合わせ、施設の省エネルギー対策にも取り組みます。

取組項目	具体的な取組	内容
電気使用量の削減	省エネ設備の導入	公共施設の新築や増改築、大規模改修等に合わせ、省エネ対応設備の導入を図る。
		公共施設で照明機器の交換時は、LED照明灯などの高効率照明の導入を図る。

		新設する公共施設については、用途や特性を踏まえた上で、可能な限りのZEB化に努める。
	空調の効率的な使用	冷暖房の使用開始時期を適切に管理し無駄な使用を避けるよう努める。
		ブラインドや日差しを有効に利用して冷暖房の効果を高める。
		働きやすい服装のセルフビズにより、過度な冷暖房の使用を抑える。
	消灯等の徹底	昼休み及び残業時には、照明を支障のない範囲で間引き・消灯を徹底する。
		離席時や長時間使用しない際にパソコン等を省エネモード又は電源を切るよう努める。
燃料使用量の削減	電動車の導入※	公用車を更新・新規購入する場合は、電動車などの環境に配慮した自動車への転換を図る。
	移動手段の選択	市内の近距離の移動は自転車の積極的な活用を図り、出張時には公共交通機関を利用するよう努める。
		リモート会議を活用し、出張の削減に努める。
	エコドライブの実施	環境省の定める「エコドライブ10のすすめ」に基づき、日常的にエコドライブを実施する。

※電動車とは・・・電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車や燃料電池自動車などのモーターまたはモーターとエンジンを併用して走行する自動車

参考 エコドライブ10のすすめ (エコドライブ普及連絡会)

- 1 自分の燃費を把握しよう
車に装備されている燃費計・エコドライブナビゲーション・インターネットでの燃費管理などのエコドライブ支援機能を使用する。
- 2 ふんわりアクセル「eスタート」
緩やかに発進する。(5秒で時速20km程度が目安)
- 3 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
交通状況に応じて速度変化の少ない運転を心がける。
- 4 減速時は早めにアクセルを離そう
減速する際には、早めにアクセルから足を離し、エンジnbrブレーキも活用する。
- 5 エアコンの使用は適切に
冷房は車内を冷やしすぎないように使用し、暖房のみの使用は控えましょう。
- 6 ムダなアイドリングはやめよう
待ち合わせや荷物の積み下ろしなどによる駐停車の際にはアイドリングをやめる。
- 7 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
渋滞・交通規制などの道路交通情報や、地図・カーナビなどを活用して、行き先やルートを確認してから出発する。
- 8 タイヤの空気圧から始める点検・整備
タイヤの空気圧を適正値に保ち、定期的な点検及び整備を行う。
- 9 不要な荷物はおろそう
運ぶ必要のない荷物は車からおろし、燃費の向上につなげる。
- 10 走行の妨げとなる駐車はやめよう
交通の妨げになる場所での駐車を避け、他の車の燃費の悪化を防ぐ。

3 省資源化及び廃棄物の適正排出

職員は、事務におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進状況も踏まえ、「省資源化」や「廃棄物の適正排出」を目的とした行動に取り組みます。その際は、施設の利用者に不要な負担を強いることのないよう、柔軟な対応を行うこととします。

取組項目	具体的な取組	内容
省資源化・廃棄物の適正排出	用紙の適切な利用とペーパーレス化	必要最小限の印刷を心掛け、両面コピーを徹底し、庁内LANを活用した回覧等に努める。
		不要な片面プリント用紙を個人情報流出に注意したうえで裏面利用するように努める。
		会議資料は電子化・簡素化を図り、枚数を削減するよう努める。
	水道使用量の削減	日常的な節水を心掛ける。
		施設の新設や改修時に蛇口を節水型に変更する。
		施設利用者に節水を促す。
	廃棄物の適切な排出と排出抑制	マイボトル、マイカップ、マイバッグの利用を心掛ける。
		繰り返し使用可能なものは再利用し、消耗品の購入を極力控える。
		不用品を処分する際には、グループウェアにて再利用する部署があるか確認する。
		雑がみ、ペットボトル等の資源ごみの分別を徹底する。
ごみの排出にあたっては、不燃物や異物が混入しないように分別排出する。		

4 グリーン購入の推進

(1) グリーン購入について

グリーン購入とは、下記3項目を適切に実施する活動を指します。

- 製品やサービスを購入する前に、まずその必要性を十分に考えること
- 購入する場合には、価格・機能・デザインなどの判断要素に、環境という視点を加えて、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努めている事業者から購入すること
- 購入した製品やサービスが不要となった場合には適切に廃棄すること

グリーン購入法で定める特定調達品目は、22分野291品目となっており（令和8年2月閣議決定）、物品等の範囲も多様化しています。グリーン購入を行う調達者がその判断基準を理解し、物品等を購入することが求められていますが、本市では環境省の「グリーン購入調達者の手引き」及び「グリーン購入ガイドライン」に基づき取組を推進します。

【参考】グリーン購入ガイドライン

製品を購入する際はこのガイドラインの「判断の基準」に従い、グリーン購入法に適合した製品を購入することを原則とする。

なお、このガイドラインに定めのない品目についても、環境ラベルのついた製品など、できる限り環境への負荷が少ない製品の購入に努めること。

また、全ての品目について環境省「グリーン購入の調達者の手引き」における配慮事項に沿った製品の購入に努めること。

(1) 購入前

- 1 現在使用しているものの修理が可能か検討する。
- 2 常時使用しないものは、他部署からの借用を検討する。
- 3 購入ではなくレンタルやリースが可能か検討する。

(2) 購入時

- 1 部品交換や修理が容易なものなど、長期間使用可能なものを選ぶ。
- 2 詰め替えや補充交換できるものを選ぶ。
- 3 省資源、省エネルギー、また、再生材が多く使用されているものを選ぶ。
- 4 使用后、リサイクルが可能なものを選ぶ。

- 5 過剰包装していないものを選ぶ。
- 6 製品が作られてから廃棄されるまでの過程で、環境への負荷が少ないものを選ぶ。
- 7 製品、サービスや事業者に関する環境情報を積極的に入手、活用して購入する。
- 8 環境負荷の低減に努めている事業者から製品やサービスを優先して購入するよう配慮する。
- 9 必要なものを最小限購入するようにする。

(3) 使用時

- 1 環境に負荷をかけないよう適正に使用する。
- 2 常時使用しないものは、他部署との共同利用を心がける。

(4) 廃棄時

- 1 廃棄前にほかの活用方法を検討する。
- 2 処分するとき、リサイクル可能な部分については正しく分別する。
- 3 再利用が可能なものは、使用する部署がないかグループウェアに掲出する。

第5章 計画の進捗状況の管理

本計画を効果的に推進していくため、市民生活部環境課が中心となり、職員への意識啓発や情報提供を行っていくとともに、各課や公共施設等でのエネルギー使用量の結果等を取りまとめ、状況を把握したうえで更なる取組を推進します。

1 計画の進行管理

(1) 取組の報告

政策会議などを通じ、進捗状況や取組結果の報告を行います。

(2) 取組の点検・評価

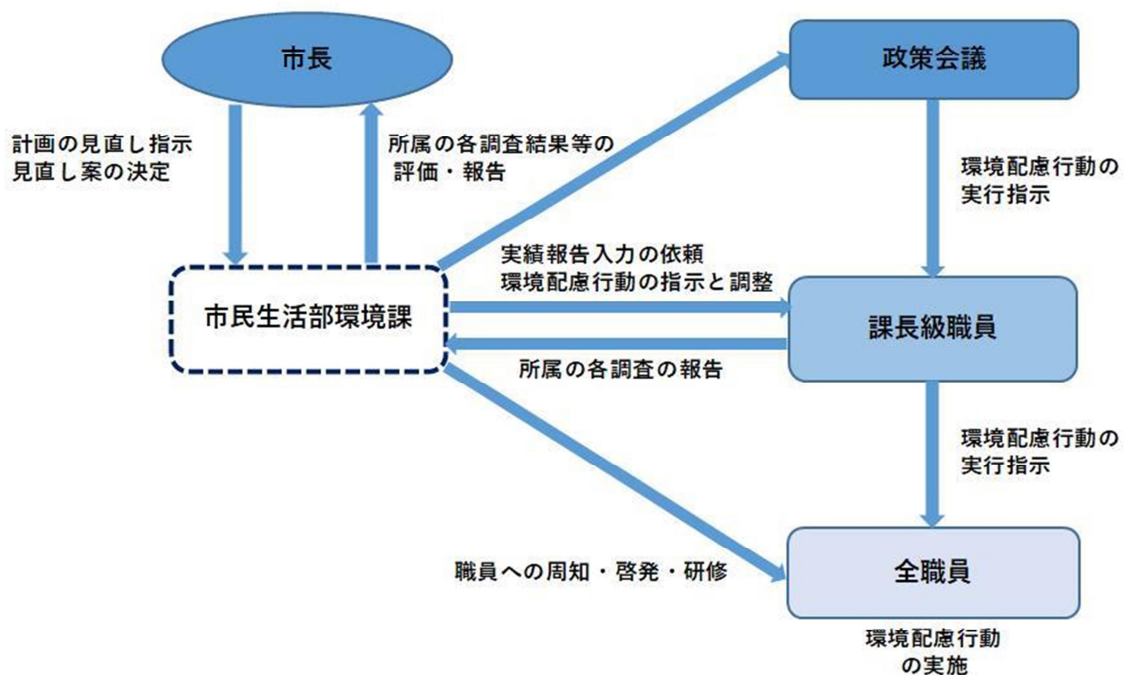
年に1回、担当部署が「エコオフィスチェックシート」に実績を入力し、環境課に報告します。必要に応じて、課長級職員に環境配慮行動の指示や関連した事務の調整を行い、全職員に掲示板などで啓発を行う。

(3) 取組状況等の公表

計画の進捗状況については、毎年度、ホームページ等により公表します。

(4) 計画の見直し

市長は報告された取組状況等を踏まえて、適宜見直しを指示します。



【図2】 進行管理イメージ

資料

世界の動向	我が国の動き	吉川市の取組
<p>◆地球サミット (1992.6)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気候変動枠組条約採択 ・ アジェンダ21採択 <p>◆ 温暖化防止京都会議 (C O 3)(1997.12)</p> <p>京都議定書採択</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 先進国を対象とし、温室効果ガス排出削減目を設定 ・ 日本は 2008 年から 2012 年までの間に 1990 年比で 6%の削減を設定 <p>◆ 京都議定書発効(2005.2)</p> <p>◆ C O P 1 6 (2010.12)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ カンクン合意 <p>◆ C O P 1 7 (2011.12)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ダーバン合意 <p>◆ C O P 2 1 (2015.11)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パリ協定採択 <p>(全ての国を対象とし、温室効果ガスの削減目標を設定)</p>	<p>◆ 地球温暖化防止行動計画策定 (1990. 10)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本初の取組 <p>◆ 地球温暖化対策推進法(1999.4)</p> <p>地方公共団体に温暖化対策実行計画の策定を義務付ける</p> <p>◆ グリーン購入法制定 (2000.5)</p> <p>◆ 京都議定書目標達成計画(2005.4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 京都議定書を達成するための分野別目標と対応策を設定 <p>◆ 第 4 次エネルギー基本計画閣議決定(2014.4)</p> <p>◆ 日本の約束草案決定(2015.7)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2030 年度の削減目標を 2013 年度比 26.0%減とすることを条約事務局に提出 	<p>◆ 第 1 次吉川市環境配慮率先実行計画策定 (2001.4)</p>  <p>◆ 第 2 次吉川市環境配慮率先実行計画策定 (2006.4)</p>  <p>◆ 第 3 次吉川市環境配慮率先実行計画策定 (2011.4)</p> 

第 6 次吉川市環境配慮率先実行計画

発行月 令和 8 年 3 月
発行 吉川市 市民生活部 環境課
〒342-8501
吉川市きよみ野一丁目 1 番地
048-982-9698 (直通)
kankyous2@city.yoshikawa.saitama.jp
